

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月21日（平成28年（行情）諮問第32号）

答申日：平成28年6月6日（平成28年度（行情）答申第107号）

事件名：記者クラブ勉強会資料等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2015年4月1日～6月末日）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（海上自衛隊分）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 島、人工島等に関連する国連海洋法条約等の規定（27.6.3）

文書2 機雷戦の概要（27.6.17）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月7日付け防官文第13671号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び紙媒体の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

（2）本件対象文書の電磁的記録について、その履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険がある。この点については、審査会において直接確認

することを求める。

- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成27年9月7日付け防官文第13671号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、記者勉強会のために海上幕僚監部の担当者がプレゼンテーションソフトで電磁的記録として作成したものであり、当該勉強会においてはスクリーンに映写する形で使用されるとともに紙に印刷されたものが参加者に配布されたが、紙に印刷されたものについては、参加者が持ち帰ったもの以外は勉強会終了後に廃棄され、本件開示請求のあった時点においては電磁的記録のみを保有していた。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内

容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、上記(1)のとおり原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式ではない。

なお、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書は、上記2のとおり、電磁的記録として作成されたものであり、参加者が持ち帰ったもの以外の紙媒体については、勉強会終了後に廃棄しており保有していない。

(5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月22日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 記者クラブ勉強会資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 記者クラブ勉強会は、記者クラブからの特定のテーマについての説明依頼に応じて開催するものである。

記者クラブ勉強会を主催するのは広報課であり、開催依頼を受けた同課が、記者クラブが説明を求めるテーマについて、それを担当する部署に対して開催依頼があった旨伝達し、担当部署において同勉強会で使用する資料を準備している。

イ 本件対象文書は、記者クラブ勉強会のために海上幕僚監部の担当者がプレゼンテーションソフトで電磁的記録として作成したものであり、同勉強会においてはスクリーンに映写する形で使用されるとともに紙に印刷されたものが参加者に配布されたが、紙に印刷されたものについては、参加者が持ち帰ったもの以外は同勉強会終了後に廃棄され、本件開示請求のあった時点においては電磁的記録のみを保有していた。

(2) そこで検討すると、本件対象文書については、その使用目的等に照らすと、紙媒体としては保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その他これを保有していることをうかがわせる事情も存しないことから、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子